

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年9月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200052号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200049号

第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和20年9月30日に訂正し、昭和19年10月から昭和20年8月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年9月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和19年10月1日から昭和20年9月30日まで

昭和19年3月に学校を卒業後、集団就職により同郷の二人とともにA社に入社し、Dの組立の業務に従事した。勤務場所はE駅のすぐ隣にあった工場で、昭和20年になり、空襲を受けやむなく帰郷した。当時の資料は残っていないが、勤務していたので請求期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は入社から退職するまでの経緯、寮や勤務場所及び仕事内容について具体的に記憶しており、勤務場所等についての陳述は、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の回答又は陳述内容と符合しているところ、A社B工場における厚生年金保険被保険者が記載されたものであると考えられる厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において請求者の氏名が確認でき、昭和19年10月1日に被保険者資格を取得したことが認められる。

一方、日本年金機構は、請求者に係る上記払出簿以外の厚生年金保険被保険者名簿等の資料について保管していない旨回答しており、被保険者資格喪失年月日を示す資料はないものの、A社B工場の後継事業所であるC社から提出された「A社*年史」において、昭和20年9月末に、無届け長期欠勤者、地方出身の幼少年・少女工等を整理または帰郷させた旨の記載が確認できる。

また、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿において、請求者と同年代で昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した多数の女性被保険者について、昭和20年9月

30日に資格を喪失していることが確認できる上、照会に対し回答のあった複数の同僚は空襲のため工場又は寮が被災したため実家に帰り、周りの従業員もそれぞれ帰郷した旨回答又は陳述しており、退職時期（空襲からの避難等のため職場を離れた時期を含む。）の回答は昭和19年12月末頃から昭和20年6月頃まで、ある程度ばらつきがみられるものの、被保険者資格喪失年月日は昭和20年9月30日であり、当時、A社B工場は、従業員を同日まで厚生年金保険の被保険者であったものとして取り扱っていたことがうかがえる。

なお、日本年金機構は、戦災等による記録消失・回復の状況について、管轄のF保険出張所（当時）は、昭和20年*月*日の空襲により被災し厚生年金保険被保険者名簿を焼失しており、同名簿の復元は、焼失を免れた厚生年金保険被保険者台帳及び事業所の協力を得てなされたものと推測されるが、焼失の規模並びに復元の度合いは不明である旨回答している。

以上のことから総合的に判断すると、請求者は、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、昭和20年9月30日に資格を喪失したものと認めるのが相当である。

また、昭和19年10月から昭和20年8月までの標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200098号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200009号

第1 結論

平成24年9月から平成26年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年9月から平成26年12月まで

私は、請求期間に係る国民年金保険料について、全額免除の申請をA年金事務所で行い、請求期間は全額免除期間と記録されていたにもかかわらず、現在の年金記録では、請求期間が国民年金保険料を納付していない期間になっている。請求期間の記録を全額免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の全額免除の申請について、時期ははっきりしないが、平成24年9月から平成29年2月までの期間に、A年金事務所で行った旨主張している。

しかしながら、A年金事務所は、国民年金に係る相談又は手続を行う際には、国民年金相談・受付票（以下「相談受付票」という。）を記載する必要があるところ、同年金事務所が保管している平成24年6月から平成29年3月までの期間に係る相談受付票を全て確認したが、請求者の氏名が記載された相談受付票は、請求者の請求期間後の国民年金保険料の免除申請及び基礎年金番号の変更を行った際の相談受付票のみであるとしており、請求者が請求期間に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除申請書」という。）を同年金事務所に提出したことは確認できない。

また、日本年金機構は、オンライン記録により確認できる請求者の保険料納付猶予期間及び保険料全額免除期間に係る請求者が提出した免除申請書は全て保管しているが、請求期間に係る免除申請書は確認できないと回答している。

さらに、日本年金機構から提出された請求者の平成26年度、平成27年度及び平成28年度の免除申請書及び基礎年金番号変更処理票兼申出書には、平成29年2月21日にA年金事務所で受け付けたことを示す受付印が確認でき、上記相談受付票の記載内容と合致しているところ、当該免除申請書の受付日時点で、国民年金法第90条第1項及び平成26年3月31日厚生労働

省告示第 191 号の規定により、請求期間は遡って保険料全額免除期間として算入することができない期間である。

加えて、請求者が住民登録している B 市から提出された請求者に係る国民年金被保険者名簿（電算データ）によると、平成 17 年 4 月から平成 24 年 8 月までの期間に係る納付猶予記録、平成 27 年 1 月から平成 28 年 10 月までの期間に係る全額免除記録並びに平成 28 年 11 月から平成 29 年 4 月までの期間及び平成 30 年 2 月から平成 31 年 2 月までの期間に係る法定免除記録はそれぞれ確認できるものの、請求期間が保険料全額免除期間と記録されていたことは確認できない上、オンライン記録においても、請求期間が保険料全額免除期間から保険料を納付していない期間に訂正された形跡はない。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。